

次世代育成支援対策推進法に基づく、一般事業主行動計画

次世代の社会を担う子供が健やかに生まれ、育成される環境を整備するため、企業として社員の仕事と子育ての両立を支援し、社員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

I.行動計画の計画期間 <第一次計画> 2011年8月1日~2013年3月31日(1年8ヶ月)

II.内 容

目標① 育児助成制度のリーフレット作成と相談窓口の開設

<計画期間> 2011年 8月1日~10月31日

<施 策> 子育て世代を中心に各職場から選出したメンバーによるワーキングチームを設けて、現状の社内制度の周知や情報提供を目的として、リーフレットの作成・配布を行う。
また、その際に蓄えた知識を活用して、相談窓口(相談員)の開設を行う。

目標② 育児・介護に要する費用の貸付制度の導入

<計画期間> 2011年 8月1日~10月31日

<施 策> ワーキングチームにより育児・介護に要する必要費用の調査を行い、社内の互助会幹事会に貸付制度の拡大の意見書を提出する。互助会幹事会にて財政状況を検討の上、社内貸付制度の適用拡大を審議し、可能であれば貸付制度の適用拡大を決議し、社内への公示を行う。

目標③ 有給休暇制度の活用方法の拡大

<計画期間> 2011年10月1日~2012年3月31日

<施 策> 小学生以下の子を有する従業員を対象に、現行制度の半日休暇制度を拡大して、1/4日単位(2時間)での取得の拡大を検討し、子育て支援として有効であるか、勤怠管理がシステム上可能であるかを検証の上で、労使共に機関決定を踏まえて1/4日休暇制度の導入を行う。

目標④ 積立有給休暇の育児への適用拡大

<計画期間> 2011年10月1日~2012年3月31日

<施 策> 本人の病気療養や介護に適用される積立有給休暇制度を、小学生以下の子を有する従業員を対象に、積立有給休暇制度の適用を子育て目的にも適用を検討し、子育て支援として有効であるか、勤怠管理がシステム上可能であるかを検証の上で、労使共に機関決定を踏まえて、積立有給休暇への適用の拡大を行う。

目標⑤ 諸施策実施のレビュー

<計画期間> 2012年4月1日~2013年3月31日

<施 策> 上記目的①~④の適用状況のモニタリングを行い、制度に問題がないか検証し、必要に応じて制度の見直しや周知を行う。

<参 考>

第二次計画予定 2013年4月1日~2015年3月31日(2年間)

①短時間勤務社員制度の導入

②育児・介護休暇の法定基準以上への条件拡大